簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和３年７月１日

支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長　氏　本　厚　司

１　業務概要

(1) 業 務 名　佐賀地家簡裁庁舎新営実施設計業務

(2) 業務内容　本業務は，佐賀県佐賀市中の小路３－２２に，佐賀地方・家庭・簡易裁判所庁舎を新営整備するため，建築及び建築設備の実施設計業務を行うものである。

(3) 履行期限　令和３年１２月下旬から令和５年３月３１日

(4) 本業務は，「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき，温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギーの積極的な利用を含む。）をテーマとした技術提案を求め，総合的に最も優れた者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

(5) 委託業務成績評定

本業務は，公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条に規定する建築設計等の委託業務成績評定対象案件である。建築設計等の委託業務成績評定については，完了検査を実施したときに成績評定を行い，評定結果を受注者に対して業務成績評定通知書により通知するとともに公表する。

２　参加資格

基本的要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2) 技術提案書の提出期限までに裁判所における令和３・４年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加者資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については，手続開始の決定後，最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加者資格の再認定を受けている者であること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 最高裁判所から，福岡高等裁判所管内において，建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 警察当局から，暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして，裁判所発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり，当該状態が継続している者でないこと。

(6) 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 専門分野の技術者資格

(2) 平成２３年４月１日以降の同種又は類似業務の実績

(3) 平成２８年４月１日以降に契約履行が完了した裁判所等発注の営繕事業に係る業務の成績評価

４　技術提案書を特定するための評価基準

(1) 専門分野の技術者資格

(2) 平成２３年４月１日以降の同種又は類似業務の実績
(3) 平成２８年４月１日以降に契約履行が完了した裁判所等発注の営繕事業に係る業務の成績評価
(4) ＣＰＤの単位取得の状況
(5) 業務の理解度及び取組意欲，業務の実施方針，評価テーマに対する技術提案（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。）

5　手続等
(1) 担当部局
〒１０２－８６５１　東京都千代田区隼町４－２
最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係
電話０３－３２６２－０１０９
(2) 業務説明書の交付期間，場所及び方法
ア　交付期間
令和３年７月１日（木）から令和３年７月２０日（火）まで（裁判所の休日に関する法律（昭和６３年法律第９３号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで
イ　交付場所
(1)に同じ
ウ　郵送による交付を希望する者は，返信用の封筒（ＣＤ－Ｒ１枚が入る規格で表に住所及び氏名を記載し，所定の切手を貼付したもの）を令和３年７月１３日（火）（必着）までに(1)に送付すること。
(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
ア　提出期限
令和３年７月１日（木）から令和３年７月２０日（火）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで
イ　提出場所
(1)に同じ
ウ　提出方法
持参又は郵送等（配達の記録が残るものに限る。提出期限内必着）すること。
(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
ア　提出期限
令和３年８月４日（水）から令和３年９月１０日（金）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで
イ　提出場所
(1)に同じ
ウ　提出方法
持参又は郵送等（配達の記録が残るものに限る。提出期限内必着）すること。

6　その他
(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約保証金
納付（保管金の取扱店　三菱ＵＦＪ銀行京橋支店）。ただし，利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　三菱ＵＦＪ銀行京橋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金の納付を免除する。
(3) 契約書作成の要否　要
(4) 本業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本件業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
有（佐賀地家簡裁庁舎新営実施設計その２業務（意図伝達等に係る業務））

(5) 技術提案書を特定するためのヒアリングの有無　有
(6) 関連情報を入手するための照会窓口　上記５(1)に同じ。
(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５(3)により参加表明書を提出することができるが，その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても，技術提案書を提出するためには，技術提案書提出の時において，当該資格の認定を受けていなければならない。
(8) 詳細は業務説明書による。